第１章　総　　則

この計画は、水防法（以下「法」という。）第４条の規定に基づき、岡山県知事から指定された指定水防管理団体たる瀬戸内市が同法第33条の規定に基づき、岡山県水防計画に準じて洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって瀬戸内市内の各河川、海岸、港湾等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体相互の協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について、実施の要領を定め、統制ある水防活動を行うことにより水防の目的を十分果たし得ることを確保する。

なお、この計画に定めのない事項については、瀬戸内市地域防災計画の定めるところによる。

第２章　水防組織と責任

第１節　水防組織

１　瀬戸内市水防本部（以下「水防本部」という。）

(1)　瀬戸内市の水防を総括するために水防本部を設け、水防事務を処理する。ただし、瀬戸内市災害対策本部条例及び瀬戸内市災害対策本部規程による瀬戸内市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたときは、水防本部は、災害対策本部に吸収される。

(2)　水防管理団体は瀬戸内市とし、水防管理者は市長とする。

(3)　水防本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

ア　組織

（水防本部長）	（副本部長）	（各　班）	（班　長）
市　長	副市長 教育長	統括班	総務部参与
		市民生活班	市民生活部長
		保健福祉班	福祉部長
		産業建設班	産業建設部長
		教育班	教育次長
		上下水道班	上下水道部長
		消防班	消防長
		病院班	病院事業部長
		牛窓班	総合政策部長
		長船班	子ども・健康部長
		裳掛班	会計管理者

イ　事務分掌

各班などの事務分掌は、次のとおりとする。

班　名	構　　成	業　務　分　担
統括班	総務部 総務課 危機管理課 財政課 契約管財課 総合政策部 秘書広報課 企画振興課 議会事務局	1　災害対策本部の総合調整 2　防災行政無線による避難情報等の伝達 3　災害情報及び被害情報の総合把握 4　自衛隊の災害派遣申請 5　災害対策本部の庶務、経理 6　県災害対策本部等との連絡 7　報道機関等の取材対応 8　気象通報の接受及び通報連絡 9　ホームページ等による災害情報の更新 10　管内の災害情報の収集 11　災害写真撮影及び広報資料の収集 12　災害広報活動 13　行政委員等への情報伝達 14　関係機関との連絡調整 15　電話交換業務 16　非常用備蓄品の管理 17　り災届出書の発行 18　災害時の車両管理 19　各施設の状況把握 20　応急仮設住宅の設置
市民生活班	市民生活部 市民課 税務課 国保年金医療給付課 生活環境課 クリーンセンターかもめ 長船クリーンセンター 長船衛生センター 出納室 総務部の一部 福祉部の一部 こども・健康部の一部	1　避難所の設置 2　食料、毛布、下着類等生活必需物資の確保・提供 3　り災証明書の発行 4　仮設トイレ等の設置 5　施設の被害状況の把握 6　し尿、ごみの処理 7　死亡獣畜の処理指導 8　被災地用のブルーシート・ゴミ袋他の配給
保健福祉班	福祉部 福祉課 いきいき長寿課 トータルサポートセンター こども・健康部 こども政策課 子育て支援課 健康づくり推進課 保育園	1　災害時要配慮者の避難に関すること 2　保育園児などの安否確認 3　避難所の状況把握等に関すること 4　福祉避難所に関すること 5　災害ボランティアに関すること 6　救護所の設置 7　既存ボランティアへの協力照会 8　遺体安置所の確保 9　埋葬（身元不明者等） 10　被害家屋の調査 11　罹災者の応急救助 12　健康調査並びに保健指導 13　施設の被害調査 14　災害弔慰金の支給 15　義援金品の募集配分 16　薬剤の調達 17　予防衛生の指導

班　名	構　　成	業　務　分　担
産業建設班	産業建設部 建設課 産業振興課 建築住宅課 文化観光部 文化観光課 博物館 美術館	1　道路、河川等の被害状況の把握 2　急傾斜地等の危険箇所の調査 3　罹災家屋の障害物の除去 4　住宅の応急処理 5　応急対策及び復旧の技術指導 6　農地及び農作物の被害調査 7　農道、用排水路、ため池等の被害調査 8　漁船、漁具の被害調査 9　治山の応急対策 10　家畜の予防衛生の指導及び防疫 11　観光施設等の被害調査 12　資材等の調達 13　排水ポンプの操作 14　水門、樋門等の操作員への連絡 15　被害状況の収集記録及び整理報告 16　錦海排水ポンプの管理
教　育　班	教育委員会 総務学務課 社会教育課 公民館 図書館 学校給食調理場 幼稚園	1　学校及び社会教育施設の被害調査及び応急対策 2　園児、児童、生徒の避難対策、学用品の支給 3　園児、児童、生徒の家族との連絡調整 4　給食施設での炊き出し対応 5　園児、児童、生徒などの安否確認 6　被害状況の収集記録及び整理報告 7　避難所の設置及び罹災者の応急救助
上下水道班	上下水道部 上水道業務課 上水道施設課 下水道課	1　上下水道の被害状況の把握 2　断水に備え給水車の配備 3　断水の広報活動 4　漏水等の応急復旧 5　水質の保全 6　罹災者に対する飲料水の供給その他応急給水 7　水道工事業者等への協力要請 8　下水道施設応急復旧 9　被害状況の収集記録及び整理報告
消　防　班	消防本部 総務課 警防課 予防課 通信指令室 消防署 （牛窓分駐所， 長船分駐所含む）	1　水防、その他災害の警戒、防御及び応急対策 2　避難者の誘導 3　被害者の救出及び搬送 4　火災時の消火活動 5　消防団による各支所への応援 6　消防団との連絡調整 7　消防、水防資材等の輸送 8　消防防災ヘリ及び援助隊等への派遣要請 9　その他消防業務全般
病　院　班	病院事業部 市民病院 裳掛診療所	1　病院施設の被害調査 2　入院患者の避難誘導 3　罹災地区への救護医務班の派遣 4　被害状況及び入院患者の状況の整理報告 5　その他病院業務全般
牛窓班 長船班 裳掛班	総務部、総合政策部、市民生活部、出納室、教育委員会、議会事務局、福祉部 こども・健康部、産業建設部、文化観光部	1　管内の状況把握・情報提供 2　関係部署との連絡調整 3　応急対応業務 4　管内の排水ポンプの応援

2　県の水防組織

(1)　水防活動を行う県の組織は、岡山県水防本部（以下「県水防本部」という。）とする。ただし、岡山県災害対策本部条例に基づく岡山県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置されたときは、その定めるところによる。

(2)　県水防本部の組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

ア　組織

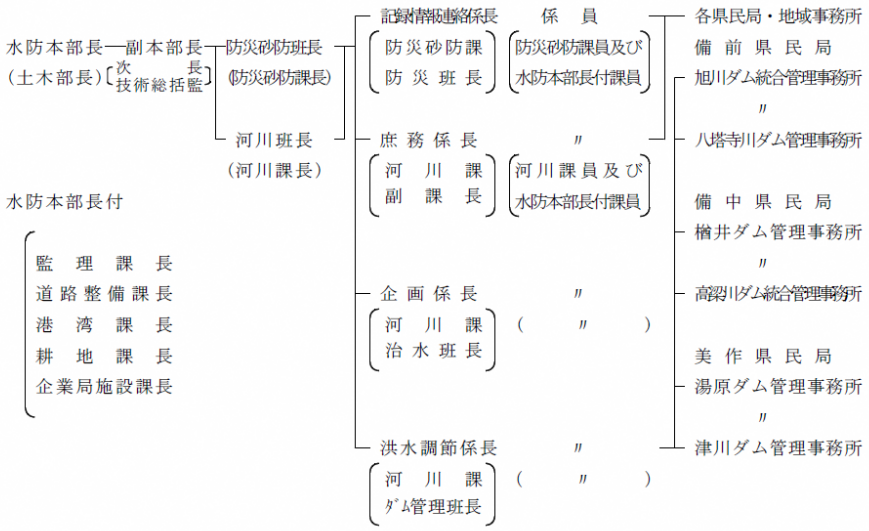

3　水防管理団体

(1)　定義

水防管理団体とは、水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。（法 2①）

水防管理者とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法 2②）

(2)　種別

ア　指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、法第 4 条の規定により知事が指定したもの。

令和 3 年 4 月現在の指定水防管理団体は、次のとおりである。

指定水防管理団体一覧表

（令和３年４月１日現在）

県民局名		水防管理団体
備前県民局		岡山市、玉野市、**瀬戸内市**、吉備中央町
	東備地域事務所	備前市、赤磐市、和気町
備中県民局		倉敷市、総社市、早島町
	井笠地域事務所	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
	高梁地域事務所	高梁市
	新見地域事務所	新見市
美作県民局		津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
	真庭地域事務所	真庭市、新庄村
	勝英地域事務所	美作市、勝央町
計		25市町村

イ　非指定水防管理団体
指定水防団体以外の水防管理団体である。

(3)　組織
各水防管理団体は、水防管理者の所轄のもとに水防団又は消防機関を置き、水防団についてはその設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項を定めておく。（法5、6）

4　水防協力団体

(1)　水防協力団体の指定、監督、情報の提供
水防管理団体は、下記(2)に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、水防管理団体、国及び県は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をする。

(2)　水防協力団体の業務
ア　水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
イ　水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
ウ　水防に関する情報又は資料の収集、提供
エ　水防に関する調査研究
オ　水防に関する知識の普及、啓発
カ　上記に附帯する業務

第２節　水防の責任

１　県の責任

(1) 岡山県管内における水防体制と組織の確立、強化を図るとともに各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導と水防能力の確保に努めること。（法 3 の 6）

(2) 県知事は、国土交通大臣が指定した河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして自らが指定した河川（笹ヶ瀬川、足守川）について、洪水のおそれがあると認められるときは、岡山地方気象台長と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法 11）

(3) 県知事は、国土交通大臣が指定した河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）又は自らが指定した河川（笹ヶ瀬川、足守川）以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、関係水防管理団体及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない。（法 13）

(4) 県知事は、法第 11 条及び第 13 条の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、国土交通省令で定めるところによる、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。（法 14）

(5) 県知事は、国土交通大臣が洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）について行う水防警報の通知を受けたときは、その受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。（法 16）

(6) 県知事は、国土交通大臣が指定した河川（吉井川、金剛川、旭川、百間川、高梁川、小田川）以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当の損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。（法 16）

(7) 県知事は、法第 10 条の規定による通知(洪水予報)を受けたときは、直ちに水防管理者及び量水標等の管理者にその受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(8) 県知事は、旭川ダム、湯原ダム、河本ダム、高瀬川ダム、鳴滝ダム、八塔寺川ダム、津川ダム、楢井ダム、千屋ダム、竹谷ダム、三室川ダム、河平ダム、黒木ダム、鬼ヶ岳ダム、大佐ダム、久賀ダム、香々美ダム、瀧の宮ダム、滝山ダム、日笠ダム、恩木ダム、槙谷ダム、黒谷ダム及び新田原井堰（以下「各ダム等」という。）の洪水調節について、洪水が下流住民に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該各ダム等の操作について河川の状況を総合的に考慮して必要な措置をとるべきことをダム統合管理事務所長、ダム管理事務所長、ダム管理主任技術者及び井堰管理責任者（以下「各ダム管理事務所長等」いう。）に指示しなければならない。

2　水防管理団体の責任

(1)　指定水防管理団体の責任

ア　指定水防管理団体は、県の水防計画に準じてそれぞれの実情に沿った水防計画を毎年策定し、その計画に基づいて管内の水防を十分に果たさなければならない。

水防計画を策定したとき又は変更したときは、遅滞なく、県知事に届け出なければならない。ただし、変更に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

イ　市内における水防体制の確立、強化及び水防能力の確保に努め、水防活動を実施する。

3　岡山地方気象台長の責任

(1)　岡山地方気象台長は、気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法 10)

(2)　岡山地方気象台長は、法第 10 条の規定により指定された河川について岡山河川事務所長と共同して、法第 11 条の規定により指定された河川については県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4　国土交通省中国地方整備局長（以下「中国地方整備局長」という。）の責任

中国地方整備局長は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動（以下「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。また、中国地方整備局長は、特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知するとともに、県水防本部長に通報する。特定緊急水防活動を終了しようとするときも同様とする。(法 32)

5　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長（以下「岡山河川事務所長」という。）の責任

(1)　岡山河川事務所長は、吉井川、旭川及び高梁川、金剛川、百間川、小田川について、洪水のおそれがあると認められるときは、岡山地方気象台長と共同して、その状況を水位又は流量を示して県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。(法 10)

(2)　岡山河川事務所長は、吉井川、旭川及び高梁川、金剛川、百間川、小田川について、洪水等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。(法 14)

(3)　岡山河川事務所長は、吉井川、旭川及び高梁川、金剛川、百間川、小田川について洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、水防警報をしなければならない。(法 16)

(4)　前項の水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を県知事に通知しなければならない。(法 16)

(5)　岡山河川事務所長は、吉井川、旭川及び高梁川、金剛川、百間川、小田川について、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、これを県水防本部長に通報しなければならない。

6　放送局、西日本電信電話株式会社その他通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信及び報道が最も迅速に行われるように協力しなければならない。（法 27）

7　各ダム管理事務所長等の責任

各ダム等及びその他の利水ダムを管轄する各ダム管理事務所長等は、各ダム等の操作規則又は操作規程若しくは管理規程（以下「操作規則等」という）に従い各ダム等の操作を行うとともに、水防活動時にあっては、操作の状況を速やかに県水防本部長及び岡山河川事務所長に通報しなければならない。

8　一般住民の責任

水防区域内に居住するものは、気象状況、出水状況等に注意し、水害等が予想される場合には、身体に被害の及ばない範囲で水防活動に協力する。

第３章　水防活動の業務

第１節　業務の開始

水防活動は、岡山地方気象台から第４章第１節「水防活動用の注意報及び警報」に定める水防活動用の注意報及び警報（以下「水防活動用の注意報及び警報」という。）が発せられたとき又はその他の報告により水防本部長が必要と認めるときに、その業務を開始する。ただし、高潮注意報発表時にあっては水防本部長がその必要を認めるときとするとともに、各ダム等にあっては操作規則等の定めるところによるものとする。

第２節　非常配置体制

業務を開始するときは、直ちに次に定める非常配置体制を確立しなければならない。ただし、各ダム等については、操作規則等の定めるところによるものとする。

１　非常配置の種類と時期

瀬戸内市の水防配備体制の種類及び各体制の開始時期並びにその体制の主な業務内容は、次表のとおりとする。

種　別	時　　期	内　　容
準備体制	(1)台風の接近が予想されるとき (2)市域に大雨（浸水害、土砂災害）、洪水警報のいずれかが発表されたとき (3)総務部参与(統括班長)の指示があったとき (4)岡山県内の市町村が被災時に、総務部参与(統括班長)の指示があったとき	(1)危機管理課の職員が参集し主として情報収集、連絡活動を行い、状況によっては更に高度の配置に迅速に移行しうる体制とする。 (2)岡山県内の市町村が被災したとき、危機管理課の職員が参集し主として情報収集、連絡活動を行い、岡山県災害時相互応援協定に基づき、被災市町村の応援体制を整える。
注意体制	(1)台風の接近が予想されるとき (2)市域に大雨（浸水害、土砂災害）、洪水、暴風警報のいずれかが発表され、災害の発生が予想されるとき (3)総務部参与(統括班長)の指示があったとき	災害対策本部本部長、副本部長、各班長、統括班を招集し、班長会議を開催し事態の推移に伴い直ちに警戒本部設置に切り替えられる体制とする。
第一次警戒体制	(1)台風の接近が予想され、市内に影響を与えることが予想されるとき (2)夜間に台風の接近が予想されるとき (3)市長(本部長)の指示があったとき	警戒本部を設置する。災害応急対策に関係のある部署、避難所開設に関係のある部署の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに第二次警戒体制に切り替えられる体制とする。

		（避難準備・高齢者等避難開始発令相当な状況）
第二次警戒体制	(1)市域に土砂災害警戒情報、高潮警報が発表されたとき (2)局地的な豪雨が予想されるときまたは発生したとき (3)大規模な火事、爆発その他重大な事故が発生したとき (4)その他の災害が発生又は切迫し、市長の指示があったとき	災害対策本部を設置する。 （避難勧告発令相当な状況）
非常体制	(1)大規模な災害が発生し、人的被害が発生したとき (2)広範囲にわたり被害が発生したとき (3)特別警報が発令されたとき	組織の全力を挙げて、応急対策を実施する。

復旧時の体制

種　別	時　　期	内　　容
復旧体制	災害対策本部解散後の市内の被害状況により、総務部参与(統括班長)の指示があったとき	災害対策本部解散後の被害状況に応じて、応急対応後の業務に必要な所要人員を配備し災害後の業務を行う。

2　非常配置に着くべき指令及び非常招集

(1)　水防本部員の招集

水防本部員の招集は、統括班が行う。

(2)　業務の開始に係る気象情報の入手及び伝達等

勤務時間中における気象情報の入手及び伝達は、下表により行う。

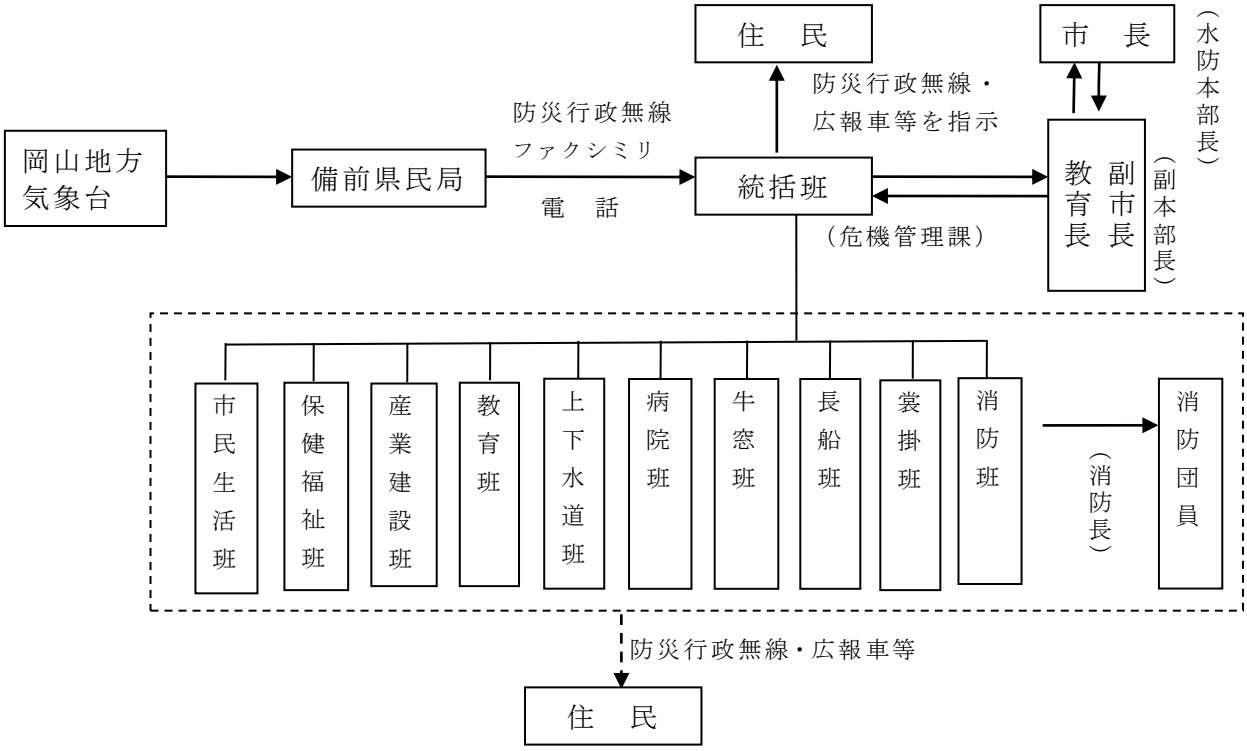

(3)　時間外及び休日においては、備前県民局から宿・日直者が情報の入手を行い、統括班（危機管理課）の要員に連絡する。

(4)　統括班（危機管理課）の要員は、宿・日直者と協力し、(2) により各班の班長等に登庁の指示を行う。班長等は、必要に応じ、班員に対し登庁の指示を行う。

第３節　水防管理団体の業務の開始

水防管理者は、自ら把握する雨量、水位に関する情報及び県水防本部から通知される雨量、水位に関する情報並びに気象庁から発表される気象情報に基づき、その管理区域の水防を十分に果たすことのできるように活動しなければならない。

第４節　水防管理団体の業務

水防管理者は、管理区域内の消防機関又は水防団体を指揮して、次の業務を行う。

１　安全確保

水防管理者は、津波発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全が確保されるよう、水防計画において、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で出動するよう、必要な措置を定める。特に津波発生時の活動においては、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、活動を行わず避難する。

２　連絡

水防管理者は、常に岡山河川事務所、備前県民局、県警察及び隣接の他の水防管理団体と密接な連絡をとらなければならない。

その連絡方法については、あらかじめ打合せを行い、綿密な計画を樹立する。

３　情報収集及び記録

水防管理者は、管理区域の各河川、海岸、港湾等の状況を把握するため、延長 1km 又は 2km ごとに常時巡視員を派遣して、随時又は定時に区域内を巡視させ、水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させるとともに、水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異常についてはこれを記録し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、備前県民局長に連絡して、必要な指示を受けなければならない。

また、水防活動を開始した場合は、水防実施状況報告書（次頁参照）に必要な事項を記録しておかなければならない。

水　防　実　施　状　況　報　告　書

（管理団体で水防箇所ごとに作成するもの）

（作成責任者）　　㊞

管理団体名					指定非指定の別			
水防実施時の台風名又は豪雨名					報告年月日	平成　年　月　日		
水防実施箇所	川 左岸 右岸 地先　m				所要経費	人件費		管理団体分	県支出分	合計
							手当	円	円	円
							その他	円	円	円
							計	円	円	円
日時	自　月　日　時 至　月　日　時					物件費	資材費	円	円	円
							器具費	円	円	円
出動人員数	水防団体	消防団体	その他	計			燃料費	円	円	円
	人	人	人	人			雑費	円	円	円
							計	円	円	円
水防作業の概況及び工法	工法　箇所　m					合計		円	円	円

水防の効果		堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口
	効果	m	ha	ha	戸	m	m	人
	被害	m	ha	ha	戸	m	m	人

使用資材				
	叺俵	俵	俵	俵
	むしろ	枚	枚	枚
	縄	kg	kg	kg
	丸太	本	本	本
	その他			

他の団体からの応援状況 居住者出動状況		立ち退きの状況及びそれに示した理由 水防功労者氏名、年令、所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況	
現場指導員氏名		水防活動に関する反省	
水防関係者の死傷		備考	

4　出動準備

水防管理者は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は水防団及び消防機関に対して出動準備をさせなければならない。(法 17)

(1)　水位観測所の水位（潮位）が水防団待機水位（通報潮位）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき

(2)　統括班の入手した河川等の状況、気象状況等によって洪水、津波又は高潮の危険が予想されるとき

(3)　消防長は、水防管理者の指示を受け、消防団長と協議して出動準備を命ずる消防分団へ指示をする。

5　出動

水防管理者は、水防警報を受けたときのほか、次の場合は、直ちに水防団及び消防機関に対し、あらかじめ定められた計画に従い出動を命じ、警戒配置につかせる。この場合は、直ちに備前県民局長に報告しなければならない。(法 17)

(1)　水位観測所の水位（潮位）が氾濫注意水位（警戒潮位）に達したとき

(2)　統括班の収集した河川等の状況、気象状況等から洪水の危険が切迫していると考えられるとき

(3)　沿岸部にあっては、風速 15 メートル以上の南寄りの風が吹き、同時に満潮時になるとき

(4)　消防長は、水防管理者の指示を受け、出動させる消防分団を決定し、消防団長に出動の指示を行う。

6　警戒、監視

(1)　警戒、監視は、原則として産業建設班が別表 16 号「重要水防箇所危険箇所一覧表」に定める河川等について行う。ただし、産業建設部長の判断により消防団の派遣の必要があると認めるときは、消防長及び消防団長と協議し、派遣を要請することができる。

(2)　警戒、監視は、担当区域内の危険箇所を重点的に行い、溢水、漏水、決壊等のおそれがある場合には、直ちにその状況を水防管理者に報告し、応急工作等必要な措置を講ずる。

7　非常警報及び作業開始

水防管理者は、出動命令を出したときは、管内水防区域の監視、警戒を密にし、重要水防箇所を始め、既往の被害箇所その他特に危険と思われる箇所を中心に、堤防全体にわたり巡視を行い、特に次の異常を発見したときは、直ちに岡山河川事務所長又は備前県民局長に報告するとともに水防作業を開始しなければならない。

(1)　裏法の漏水又は飽水による亀裂及び法崩れ
(2)　表法で水当たりの強い場所の亀裂及び法崩れ
(3)　天端の亀裂及び沈下
(4)　堤防の溢水
(5)　樋門の両袖又は底部からの漏水
(6)　橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

８　作業の中断

(1)　水防活動従事者及び樋門等操作員は、次の状況になった場合は、警戒、監視及び作業を中断し、安全な場所に退避する。

ア　氾濫危険水位に達したとき

イ　堤防その他の施設が決壊したとき

(2)　水防活動従事者及び樋門等操作員は、(1)の事態となった場合は、水防管理者に報告する。

(3)　水防管理者は、(2)の報告を受けたときは、岡山河川事務所長又は、備前県民局長に報告しなければならない。

９　警察官等の援助の要請

(1)　水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、瀬戸内警察署長に対して警察官の出動を求める。(法 22)

(2)　水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。(法 24)

１０　水防作業

水防管理者は、管内の水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により、堤防の決壊を未然に防止しなければならない。ただし、必要があると認められるときは、岡山河川事務所長又は備前県民局長に指導のための所員の派遣を要請する。

１１　応援

(1)　水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。このため、各水防管理者は、利害を共通する隣接の管理者と洪水防御について、あらかじめ相互救援、費用の負担等について協定しておく。(法 23)

(2)　水防管理者は、他の水防管理団体から応援の要請があったときは、市内の水防活動に支障のない範囲で作業員及び資材等の援助を行う。

１２　決壊等の通報及び決壊後の処置

(1)　堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、産業建設班員、消防団員は水防管理者、消防団長又は消防長に報告する。

(2)　水防管理者、消防団長又は消防長は、(1)の報告を受けたときは、直ちにその旨を岡山河川事務所、備前県民局、瀬戸内警察署長、氾濫する方向の隣接水防管理団体及び付近の住民へ通報しなければならない。また、決壊したときにおいてもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。(法 25、26)

１３　避難のための立退き

洪水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者等に対し、防災行政無線、緊急速報メール、サイレン、市ホームページ及びラジオ、テレビ広報その他あらゆる方法により、立退き又はその準備を指示しなければならない。立退きの指示をする場合は、瀬戸内警察署長にその旨を通知しなければならない。水防管理者は、あらかじめ瀬戸内警察署長と協議の上、立退き計画を作成し、予定立退き先、経路等に必要な措置を講じておかなければならない。（法 29）

１４　水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、第 3 章第 4 節 3「情報収集及び記録」における、水防実施状況報告書により、備前県民局長を経由して県水防本部長に報告するとともに、参考 8「岡山県水防記録」を作成して、これを保管しなければならない。（法 47）

(1)　天候の状況及び警戒中の水位観測表
(2)　警戒出動及び解散命令の時刻
(3)　水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
(4)　水防作業の状況
(5)　堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
(6)　使用材料の種類及び員数とその消耗分及び回収分
(7)　法第 28 条の規定による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
(8)　障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
(9)　土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者氏名とその事由
(10) 応援の状況
(11) 居住者出動の状況
(12) 警察又は自衛隊の援助状況
(13) 現場指導員氏名
(14) 立退きの状況及びその指示理由
(15) 水防に従事した者の死傷
(16) 功労者及びその功績
(17) その後の水防につき考慮を要する点その他水防管理の所見
(18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその損害状況
(19) その他必要な事項

１５　費用負担

水防管理団体は、その管轄区域の水防に要する費用を各々負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体の間の協議により決定する。（法 23、41）

１６　水防管理団体の資材等の備蓄基準

水防管理団体においては、水防倉庫並びに器具及び資材を整え備蓄する。

１７　資材の調査及び補充

資材の確保のため、水防区域近在の資材業者を登録し、手持ち資材量を調査しておいて緊急時の補給に備えること。

また、器具及び資材が使用又は損傷により、不足を生じた場合は、直ちに補充しておかなければならない。

第５節　業務の閉鎖

水防管理者は、県水防本部長から水防体制解除の通知があったとき若しくは水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は津波、高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動が必要なくなったと認めたときは、水防体制を解除し、これを一般に周知するとともに岡山河川事務所長及び備前県民局長に対してその旨報告する。

第６節　輸　送

水防管理団体は、非常の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、万全の措置を講じておく。

第７節　県の業務

県水防本部長の総指揮の下に防災砂防班長及び河川班長を中心として、各班、各県民局及び各ダム管理事務所は一体的協力のもとに、次の業務を行う。

１　活動開始の連絡

水防活動を開始した旨、水防活動を開始するに至った諸状況（水防活動用の注意報及び警報）並びに所要の指示注意事項を受理伝達系統図に従って、関係の部局、班及び外部諸機関に通知するとともに、事後の連絡を確保すること。

２　情報収集及び連絡

(1)　気象の情報

岡山地方気象台から水防活動用の注意報及び警報の通知を受けたときは、別表３号「水防活動に関する情報の受理伝達系統図(1,2)」に従って、関係の部局、班及び外部諸機関に通知すること。

(2)　雨量、水位及び潮位

岡山県水防テレメーターシステム、岡山河川事務所、備前県民局、岡山地方気象台、黒木ダム、鬼ヶ岳ダム、大佐ダム、久賀ダム、香々美ダム、滝の宮ダム、滝山ダム、日笠ダム、恩木ダム、槇谷ダム、黒谷ダム及び新田原井堰から雨量、水位及び潮位の通報系統により情報を集め、必要に応じ関係機関に通報すること。

(3)　ダム及び水門の放流

各ダム管理事務所長等又は水門管理者から放流の通知を受けたときは、直ちに通報連絡系統図に従って関係の部局、班及び外部諸機関に通知すること。

3　記録

岡山地方気象台、岡山河川事務所、備前県民局、水防管理団体及びその他観測所から集まる情報を分類、整理し、これを記録、保存すること。ただし、水防テレメーターシステムによる出力帳票により記録及び保存のできる事項については、前段の規定にかかわらず、当該出力帳票により、これに代えることができる。

4　洪水予報

県は、岡山河川事務所から洪水予報の通知を受けたときは、別表 4 号「洪水予報伝達系統図」に従って通報すること。また、備前県民局長が洪水予報を発するときは、洪水予報伝達系統図に従って通知すること。(法 10、法 11)

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長への通知も行う。

5　水位情報

備前県民局長は、河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、第4章第2節2(4)「発表の形式」の周知伝達系統図に従って通知すること。（法12、13）また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は、屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長への通知も行う。

6　水防警報

岡山河川事務所から水防警報の通知を受けたときは第 4 章第 2 節 3(4)「水防警報通報伝達系統図」の通報伝達系統図に従って、備前県民局長が水防警報を発するときは第 4 章第 2 節 4(3)「水防警報通報伝達系統図」の通報伝達系統図に従って通知すること。(法 16)

7　状況判断及び指示

備前県民局長は、気象状況、雨量及び水位等に基づき、それぞれの地区の出水状況を把握し、県の防災砂防課長と連絡しながら管内水防管理団体に対し必要な措置を指示することができるものとする。(法 30)

8　通報

備前県民局長は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずべき事態発生の通報を受理したときは、これを県水防本部長に通報するとともに、最寄りの警察署に通報し、県水防本部長は、これを県警察本部その他必要な機関に通報すること。

9　自衛隊の派遣要請及び受け入れの協力

(1)　市担当者は、自ら自衛隊の派遣を必要と認めるときは、水防本部長へ報告するとともに危機管理課長と協議すること。

(2)　県の防災砂防課長は、水災に際し、市から自衛隊の派遣要請があった場合には、直ちに県の危機管理課長に連絡すること。

(3)　自衛隊の派遣要請を決定したときは、危機管理監は、岡山県地域防災計画の定めに従い、直ちに要請手続をとるとともに、関係各部の協力を得て受入れ体制を整備すること。

１０　水防工法の指導

備前県民局長は、県水防本部長の指示を受けたとき又は水防管理団体の要請を受け必要と認めたときは、現場に職員を派遣し、水防工法その他必要な措置について指導しなければならない。

１１　業務の閉鎖

岡山地方気象台から水防活動用の注意報及び警報の解除の通知があり、洪水、津波又は高潮の危険が去ったと判断されたときは、県水防本部長は、水防活動の停止を命じ、その旨を受理伝達系統図に従って、関係の部局、班及び外部諸機関に通報すること。

１２　水防資材及び器具

(1)　備前県民局長は、水防管理団体の水防倉庫資材備蓄状況を調査し、その充実強化を指導する。

(2)　県管理水防倉庫の使用については、水防管理団体等の要請により、備前県民局長が決定する。

１３　河川管理者の水防活動への協力

河川管理者中国地方整備局長及び岡山県知事は自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1)　水防管理団体に対する河川に関する情報の提供
(2)　重要水防箇所の合同点検の実施
(3)　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
(4)　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、河川管理者の応急復旧資器材の提供
(5)　水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資材を収集及び提供するための職員の派遣

第４章　注意報及び警報とその措置

第１節　水防活動用の注意報及び警報

水防活動用の注意報及び警報とは、気象業務法に基づき岡山地方気象台が行う一般の利用に適合する大雨、高潮の注意報、警報、特別警報及び洪水注意報、警報並びに気象庁が行う一般の利用に適合する津波予報区岡山県対象の津波注意報、警報及び特別警報をいう。

発表に際しては、特に「水防活動用」の語は冠さない。

１　注意報及び警報の種類と発表基準

注意報は、気象現象等が原因で、災害が起こるおそれがあると予想されるとき、注意を呼びかけるために行うものをいい、警報は、気象現象等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、警戒を呼びかけるために行うものをいう。さらに、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に特別警報を発表する。

注意報、警報及び特別警報のうち水防活動の利用に適合するものの種類及び発表の具体的な基準は、次表のとおりである。

(1)　岡山地方気象台が発表する水防活動用の注意報及び警報の種類並びに発表基準

ア　気象注意報

気象現象等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、注意を呼びかけるために発表する。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する注意報の種類
（瀬戸内市の発表基準は次ページ「警報・注意報発表基準一覧表」のとおり）

注意報の種類	概要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

イ　気象警報

気象現象等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、警戒を呼びかけるために発表する。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する警報の種類
（瀬戸内市の発表基準は次ページ「警報・注意報発表基準一覧表」のとおり）

警報の種類	概要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

警報・注意報発表基準一覧表

令和２年８月６日現在
発表官署　　岡山地方気象台

瀬戸内市	府県予報区		岡山県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		岡山地域	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	14
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	125
	洪水		流域雨量指数基準	千田川流域＝7.9
			複合基準	千田川流域＝（7，7.1）
			指定河川洪水予報による基準	吉井川［津瀬・御休］
	暴風		平均風速	陸上　20m/s
				海上　25m/s
	暴風雪		平均風速	陸上　20m/s　雪を伴う
				海上　25m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	2.5m
	高潮		潮位	1.8m
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	101
	洪水		流域雨量指数基準	千田川流域＝6.3
			複合基準＊1	千田川流域＝（7，5）
			指定河川洪水予報による基準	吉井川［御休］
	強風		平均風速	陸上　12m/s
				海上　15m/s
	風雪		平均風速	陸上　12m/s　雪を伴う
				海上　15m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪		有義波高	1.5m
	高潮		潮位	1.4m
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	陸上　100m
				海上　500m
	乾燥		最小湿度 35％で実効湿度 60％	
	なだれ		①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温12℃以上又はかなりの降雨＊2	
	低温		最低気温-3℃以下＊3	
	霜		4月以降の晩霜　最低気温2℃以下	
	着氷			
	着雪		24時間降雪の深さ：平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温：-1℃～3℃	
記録的短時間大雨警報			1時間雨量	90mm

＊1：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
＊2：気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。
＊3：気温は岡山地方気象台の値。

【別表１の解説】

1. 発表基準として記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2. 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
3. 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
4. 大雪警報、注意報の基準については「平地、山地」の地域名で基準値を記述している（「平地、山地」の両方がある市町村のみ）。平地とは標高が概ね 600 メートル以下の地域、山地とは標高が概ね 600 メートル以上の地域。
5. 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、 土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
6. 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
7. 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
8. 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
9. 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
10. 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
11. 洪水の欄中、「○○川流域＝10.5」は。「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
12. 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
13. 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
14. 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]は、洪水予報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
15. 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

（注）注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

平坦地及び平坦地以外：下図のとおり

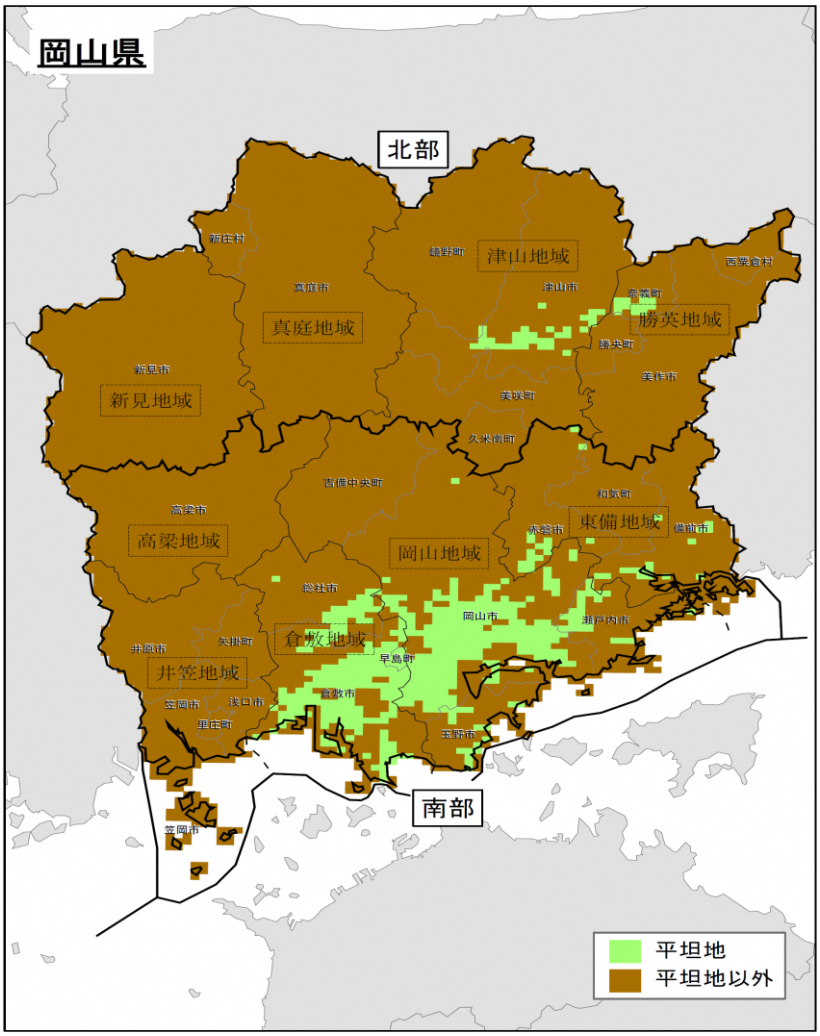

ウ　特別警報

気象現象等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、最大級の警戒を呼びかけるために発表する。

岡山地方気象台が瀬戸内市に発表する特別警報の種類

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

(2)　気象庁が発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報

大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波警報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波高さ予想の区分	発表される津波の高さ　※2		想定される被害と取るべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報（特別警報）※1	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10ｍ＜予想高さ	10ｍ超	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5ｍ＜予想高さ≦10ｍ	10ｍ		
		3ｍ＜予想高さ≦5ｍ	5ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	1ｍ＜予想高さ≦3ｍ	3ｍ	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦予想高さ≦1m	1m	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※1　大津波警報を特別警報に位置づけている。

※2　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(津波警報等の留意事項等について)

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、精査した地震に規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

津波予報区

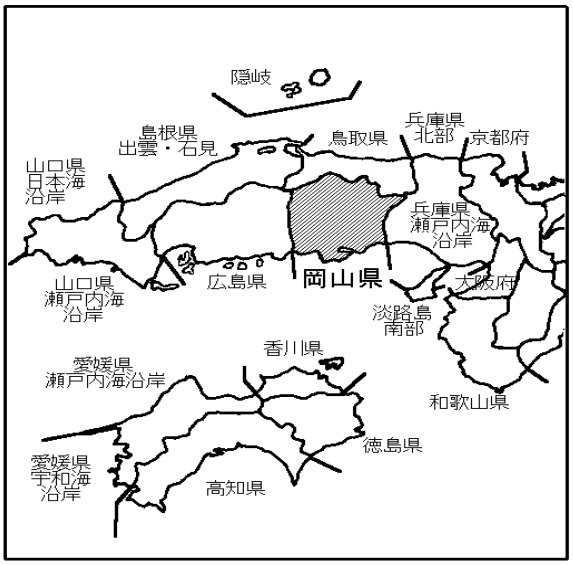

津波予報

地震発生後、津波による災害のおそれがない場合には、以下の内容で津波予報を発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際して十分な留意が必要である旨を発表

2　注意報及び警報の通知

岡山地方気象台は、前項の水防活動用の注意報及び警報を発表したとき又は大阪管区気象台等から通知を受けたときは、直ちに別表 3 号「水防活動に関する情報の受理伝達系統図」に従って水防本部長へ通知する。

3　水防本部が行う措置

水防本部は、2 の注意報及び警報の通知を受けたときは第 3 章「水防活動の業務」に定めるところにより直ちに水防活動に入るとともに、別表 3 号「水防活動に関する情報の受理伝達系統図」に従って各班及び関係機関に通報しなければならない。

第２節　洪水予報及び水防警報とその措置

１　国土交通省及び気象庁による洪水予報

国土交通大臣が指定した河川についての洪水予報の発表は、岡山河川事務所及び岡山地方気象台が行うものとし、今後の雨量及び水位の予想を示して洪水予報を共同発表する。（法 10、気象業務法 14 の 2）

なお、この発表をしたときは、直ちに別表 4 号「洪水予報伝達系統図　吉井川及び金剛川」に従って、各関係機関に通知する。（法 10）

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は、屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長へ通知する。（法 13 の 4）

(1)　洪水予報を行う河川及びその区間（瀬戸内市関係分）

河川名	区	間
吉井川	左岸　岡山県和気郡和気町岩戸字コホッカ谷 606 番地先	から海まで
	右岸　岡山県和気郡和気町田原上字日ノ谷奥 1527 番の 24 地先	
金剛川	左岸　岡山県和気郡和気町大字藤野字小松原第 1799 番の 1 地先	から吉井川合流点まで
	右岸　岡山県和気郡和気町大字藤野字東野第 56 番の 1 地先	

(2)　雨量観測所（瀬戸内市関係分）

所　管	観測所	所　在　地	摘　要
岡山地方気象台	奈　義	勝田郡奈義町荒内西字大池	地域気象観測所
	今　岡	美作市今岡	〃
	赤　磐	赤磐市黒本	地域雨量観測所
	和　気	和気郡和気町吉田	地域気象観測所
岡山河川事務所	奥　津	苫田郡鏡野町奥津川西字水村	テレメーター
	堀　坂	津山市堀坂字丸山	〃
	湯　郷	美作市湯郷	〃
	三　石	備前市三石	〃

(3)　水位観測所（瀬戸内市関係分）

所　管	河川	観測所	所　在　地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
岡山河川事務所	吉井川	津瀬	和気郡和気町津瀬	5.00m	6.40m	8.50m	9.60m	－
		御休	岡山市東区一日市	4.80m	5.80m	7.70m	8.20m	8.746m
	金剛川	尺所	和気郡和気町尺所	2.00m	3.00m	3.10m	3.40m	4.456m

(4)　洪水予報の基準(瀬戸内市関係分)

情　報　名	基　　準
氾濫発生情報	洪水予報実施区間内で氾濫が発生したとき。
氾濫危険水位	(3)に示すいずれかの基準地点の水位が ・氾濫危険水位に到達したとき。 ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき。
氾濫警戒水位	(3)に示すいずれかの基準地点の水位が ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき。 ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき。(避難判断水位を下回った場合を除く。) ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき。(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く。)
氾濫注意水位	(3)に示すいずれかの基準地点の水位が ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき。 ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫注意情報解除	洪水による危険がなくなったと認められるとき、岡山河川事務所と岡山地方気象台が協議のうえ決定する。

(5)　洪水予報伝達系統図
別表 4 号「洪水予報伝達系統図　吉井川及び金剛川」のとおりとする。

(6)　洪水予報発表形式
参考 3「洪水予報発表形式（岡山河川事務所等発表形式)」のとおりとする。

2　岡山県による水位情報の通知及び周知

県知事が行う水位情報の周知は、備前県民局長が行う。

備前県民局長は、河川の水位が避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは(3)「水位情報周知伝達系統図」に従って関係機関に通知する。(法 12、13)

また、通知については、水防管理者に加え、避難のための立退きの勧告若しくは指示又は屋内での退避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、市長へ通知する。(法 13 の 4)

(1)　県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川(吉井川水系)

河　川　名	区　　域
一級河川 吉井川水系 吉　井　川	起点　久米川との合流点 終点　左岸　和気郡和気町岩戸字コホッカ 606 番地先 　　右岸　和気郡和気町田原上日の谷奥 1527 の 24 番地先
一級河川 吉井川水系 千　町　川	起点　左岸　瀬戸内市邑久町尻海 1073 番 1 地先 　　右岸　瀬戸内市邑久町尻海 1011 番 2 地先 終点　千町古川との分派点 終点　千町古川との合流点 終点　吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 千町古川	起点　千町川との分派点 終点　千町川との合流点
一級河川 吉井川水系 干　田　川	起点　左岸　瀬戸内市長船町飯井 1180 番 3 地先 　　右岸　瀬戸内市長船町飯井 1180 番 4 地先 終点　吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 干田川放水路	起点　干田川との分派点 終点　吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 香登川	起点　干田川との分派点 終点　干田川との合流点
一級河川 吉井川水系 金　剛　川	起点　左岸　備前市三石 256 番の 3 地先 　　右岸　備前市三石 3454 番の 1 地先 終点　左岸　和気郡和気町大字藤野字小松原第 1799 番の 1 地先 　　右岸　和気郡和気町大字藤野字東野第 56 番の 1 地先
一級河川 吉井川水系 八塔寺川	起点　左岸　備前市吉永町高田 338-5 地先 　　右岸　備前市吉永町高田 1348-1 地先 終点　金剛川との合流点
一級河川 吉井川水系 吉　野　川	起点　左岸　美作市友野馬渡瀬東 48 の 5 　　右岸　美作市北原才谷口字道東溝下夕 87 番の 6 地先 終点　吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 梶　並　川	起点　左岸　美作市楢原中字山川 396 番の 7 地先 　　右岸　美作市吉字原田 62 番地先 終点　吉野川との合流点
一級河川 吉井川水系 加　茂　川	起点　左岸　津山市楢字龍ヶ爪 632 番の 2 地先 　　右岸　津山市草加部字築瀬 1494 番の 2 地先 終点　吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 宮　　川	起点　横野川との合流点 終点　吉井川との合流点
一級河川 吉井川水系 滝　　川	起点　左岸　勝田郡勝央町河原字岀ヶ平 645 番の 1 地先 　　右岸　勝田郡勝央町河原字八反田 625 番の 1 地先 終点　梶並川との合流点

(2)　水位観測所

河　川　名	観測所名	位　　置	避難判断水位	氾濫危険水位	担当県民局	通報先水防管理者
一級河川吉井川水系吉井川	吹屋町（ふきやまち）	津山市吹屋町	2.20m	3.20m	美作	津山市
	小桁（おげた）	津山市小桁	5.20	6.40	美作	津山市、美咲町
	塚角（つかつの）	久米郡美咲町塚角	4.20	5.90	美作 備前	美咲町 赤磐市
	周匝（すさい）	赤磐市周匝	3.70	6.20	備前	赤磐市、和気町
	佐伯（さえき）	和気郡和気町矢田	6.60	8.80	備前	和気町
一級河川吉井川水系千町川 一級河川吉井川水系千町古川	千町（せんちょう）	瀬戸内市邑久町本庄	1.70	2.00	備前	岡山市 瀬戸内市
一級河川吉井川水系干田川	福中	瀬戸内市邑久町福中	3.30	3.40	備前	岡山市 瀬戸内市
一級河川吉井川水系干田川放水路 一級河川吉井川水系香登川	干田（ほしだ）	瀬戸内市長船町福里	3.20	3.50	備前	瀬戸内市 備前市
一級河川吉井川水系金剛川	吉永中（よしながなか）	和気郡和気町吉田	2.80	3.30	備前	備前市、和気町
一級河川吉井川水系八塔寺川	板屋上（いたやかみ）	備前市吉永町神根本	2.80	3.20	備前	備前市、和気町
一級河川吉井川水系吉野川	林野（はやしの）	美作市朽木	3.10	3.60	美作	美作市、美咲町
一級河川吉井川水系梶並川	火の神（ひかみ）	美作市楢原中	2.60	3.30	美作	美作市
一級河川吉井川水系加茂川	日上（ひかみ）	津山市川崎	4.10	4.40	美作	津山市
一級河川吉井川水系宮川	東一宮（ひがしいちのみや）	津山市東一宮	2.70	3.20	美作	津山市
一級河川吉井川水系滝川	東吉田（ひがしよしだ）	勝田郡勝央町東吉田	1.60	2.00	美作	美作市、勝央町

(3)　水位情報周知伝達系統図

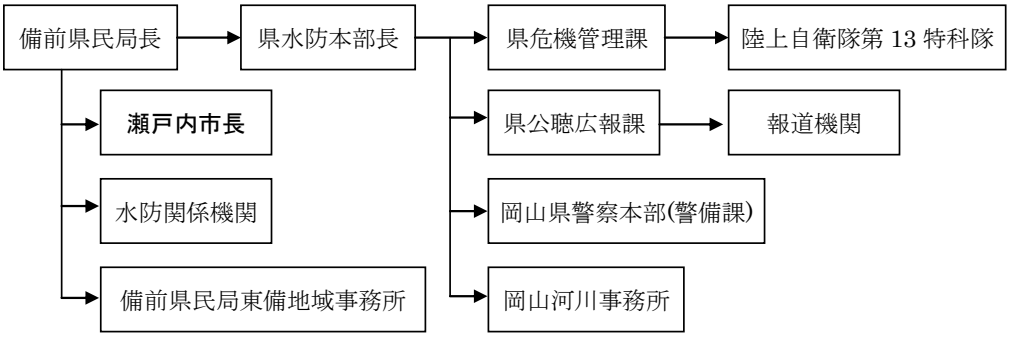

(4)　発表の形式

「氾濫警戒情報」「氾濫危険情報」の様式のとおりとする。

3　国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川についての水防警報の発表は岡山河川事務所長が行うものとし、次に示す各水防警報に基づき水位等を示して水防上の警報を発表する。

なお、この発表をしたときは直ちに(4)に示す伝達系統図に従って各関係機関に通知する。(法 16)

(1)　水防警報を行う河川及びその区域（瀬戸内市関係分）

（昭和 30.9.9 建設省告示第 1178 号）
（吉井川昭和 55.4.5 建設省告示第 823 号）

河　川　名	区　　間
吉井川支流金剛川	左岸　和気郡和気町大字藤野字小松原第 1799 番の 1 地先 右岸　和気郡和気町大字藤野字東野第 56 番の 1 地先 から吉野川合流点まで

(2)　水位観測所（瀬戸内市関係分）

水系名	河川名	観測所名	位　　置	水防団待機水位	氾濫注意水位	連絡先水防管理者
吉井川	吉井川	津瀬（つせ）	和気郡和気町津瀬	5.00m	6.40m	岡山市・備前市・赤磐市・和気町
		御休（みやす）	岡山市東区一日市	4.80	5.80	岡山市・瀬戸内市・備前市
		※九蟠（くばん）	岡山市東区九蟠	3.30	3.60	岡山市
	金剛川	尺所（しゃくそ）	和気郡和気町尺所	2.00	3.00	和気町

※ 岡山地方気象台から高潮警報が発表されているときに限り水防警報を発表する観測所

(3)　水防警報発表者

河　川　名	発 表 責 任 者
吉井川・金剛川	岡山河川事務所長

(4)　水防警報通報伝達系統図

国土交通大臣の発表する水防警報

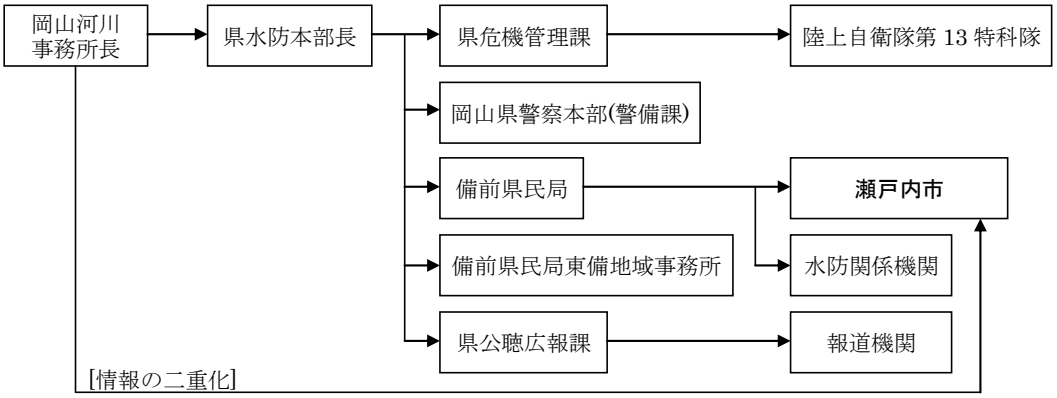

(5)　水防警報の段階

段階別	内容	
第1段階	待機	水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが、出動人員を減じても差し支えない旨を警告するもの
第2段階	準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに出動ができるよう準備をする旨を警告するもの
第3段階	出動	水防団員が出動する必要のある旨を警告するもの
第4段階	指示	水防活動を必要とする状況を明示し、必要により危険箇所についても必要とする事項を指摘するもの
第5段階	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの

4　県知事が行う水防警報とその措置

県知事が行う水防警報の発表は、備前県民局長が行う。

備前県民局長は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは水位、潮位等を示し、次の指定区域について水防警報を発し次に示す伝達系統図に従って各関係機関に通知する。(法16)

ただし、海岸における水防警報は岡山地方気象台から高潮警報が発表されているときに限る。

(1)　県知事が水防警報を行う指定区域(平成17.6.7　岡山県告示第393号)

河川海岸名	区域	水防警報発表者
虫明漁港海岸 瀬溝地区	起点　瀬戸内市邑久町虫明字瀬2448番地 終点　瀬戸内市邑久町虫明字小瀬3832番地の1	備前県民局長
虫明漁港海岸 虫明地区	起点　瀬戸内市邑久町虫明字小路越3911番地 終点　瀬戸内市邑久町虫明字太田4990番地	
牛窓港海岸 綾浦地区	起点　瀬戸内市牛窓町牛窓波歌山2584番地先 終点　瀬戸内市牛窓町牛窓波歌山4452の3番地先	
牛窓港海岸 紺浦地区	起点　瀬戸内市牛窓町牛窓紺浦5359の4番地先 木造橋左岸詰 終点　瀬戸内市牛窓町牛窓紺浦4948番地先 県道西大寺牛窓線交差点	

＜参考情報＞

瀬戸内海沿岸の潮位等の情報：
中国地方整備局ＨＰ（潮位情報提供サービス）参照
URL：http://www.bousai.cgr.mlit.go.jp/cyoui/mobile/

(2)　潮位観測所（瀬戸内市関係分）

河川海岸名	観測所名	位　　置	通報水(潮)位	警報水(潮)位	零点標高	通報先水防管理者
虫明漁港海岸瀬溝地区	牛　窓	瀬戸内市牛窓町	0.50m	0.70m	±０	瀬戸内市
虫明漁港海岸虫明地区						
牛窓港海岸綾浦地区						
牛窓港海岸紺浦地区						

(3)　水防警報通報伝達系統図
県知事の発表する水防警報

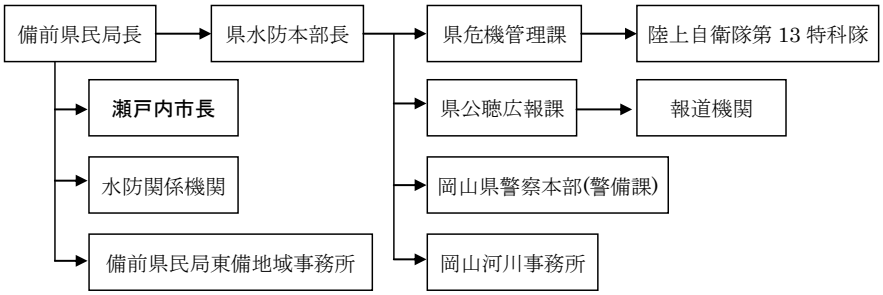

(4)　水防警報の段階
第４章第２節３(5)「水防警報の段階」に同じ。

(5)　発表の様式例
「岡山県水防警報用紙」（段階ごと）のとおり。

第５章　雨量・水位状況の観測及び通報

第１節　雨量の観測及び通報

１　通報基準

雨量観測員及び備前県民局長（地域事務所長）は、次の通報基準及び通報連絡の方法により、昼夜間にかかわらず県水防本部長に通報する。ただし、県水防本部長から特別の指示があった場合は、当該指示に従う。

(1)　24 時間以内に 80㎜ 以上の降雨があったとき
(2)　時間雨量が 20㎜ を超えたとき
(3)　(1)の通報発信後なお引き続き降雨のあったときは、30㎜ を超えるごとに通報する。

２　通報連絡

(1)　雨量観測員は、次の要領により、備前県民局長（地域事務所長）に通報する。

(2)　備前県民局長は、管内観測所及び関係地域事務所からの雨量の情報を取りまとめ、次の要領により、速やかに県水防本部長に通報する。

３　通報要領

(1)　水防テレメーター観測所の場合
　　県水防本部長が特別に指示する場合を除き、原則として通報を要しない。

(2)　水防テレメーター観測所以外の観測所の場合

ア　通報開始又は再開
　雨量が通報基準に達したとき又は県水防本部長若しくは備前県民局長（地域事務所長）から通報開始の指示を受けたときから開始又は再開する。

イ　通報終了又は中止
　降雨がなくなったとき又は県水防本部長若しくは備前県民局長（地域事務所長）から通報中止の指示を受けたときに終了又は中止する。

ウ　定時通報
　通報開始から終了までの間、1 時間ごとにその時刻の雨量の変動状況及び天候その他県水防本部長が指示した事項を通報する。

エ　臨時通報
　前号の通報発信後なお引き続いて 30㎜ 以上の降雨があったときは、その都度その時刻、雨量及び降雨状況を通報する。

４　通報系統

雨量通報は、別表 8 号「雨量通報系統図」に従って通報する。

５　水防管理団体への情報提供

雨量に関する情報については、水防テレメーターシステムを通じて、関係水防管理団体に提供する。

６　県内雨量観測所

別表 7 号「県内雨量観測所」のとおりとする。

第６章　公用負担

第１節　公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法 28)

(1)　必要な土地の一時使用
(2)　土石、竹木その他の資材の使用
(3)　土地、土石、竹木その他の資材の収用
(4)　車両その他運搬具又は器具の使用
(5)　工作物その他障害物の処分

第２節　公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次に示す証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。

公　用　負　担　権　限　委　任　証　明　書

氏名

右の者に　　地域における水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

瀬戸内市長　　㊞

第３節　公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次に示す証票を２通作成して、その１通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡す。

公　用　負　担　命　令　票

第　　号

（目的物）　種類　　数

（負担内容）　使用　　収用　　処分　　等

年　　月　　日

瀬戸内市長　　㊞

事務取扱者　　印

殿

第４節　損失の補償

第３節の権限の行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。（法 28）

第７章　水門及び樋門等の操作

第１節　安全確保

水門、樋門、陸閘及びため池の管理者（操作担当者を含む）は、門扉等の開閉操作にあたり、ライフジャケット等の着用や、通信機器、ラジオ等の携行により最新の気象情報が入手可能な状態で行うとともに、特に津波発生時の閉鎖においては、避難地や避難時間の確保等、自身の安全を確保した上で作業しなければならない。安全が確保できないと判断した場合は、操作を行わず避難する。

第２節　操作

水門、樋門、陸閘及びため池の管理者（操作担当者を含む。）は、洪水又は高潮に関する気象情報等の通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の開閉を行う。

また、津波に関する気象情報等の通知を受けたときは、必要に応じて門扉等の閉鎖を行う。

１　防潮水門・排水ポンプの運転

防潮水門及び排水ポンプについては、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき、防潮水門を閉鎖し、排水ポンプの運転を行う。

このほか、津波警報が発表された場合には、防潮水門を閉鎖する。

２　水門、樋門、陸閘の操作

(1)　逆流防止のために設けられた水門、樋門のうち、操作を要するものについては、それぞれの操作要領に基づき操作を行う。河川や海岸に設けられている陸閘については、洪水時又は高潮時で水位が上昇することが見込まれる場合に、あらかじめ閉鎖する。

(2)　陸閘の閉鎖時期は、洪水対策の場合は河川の水位が氾濫注意水位に達したとき、高潮対策の場合は高潮注意報が発表されたときに閉鎖することを原則とする。

(3)　津波対策の場合は、陸閘の閉鎖よりも堤外海浜地へ出ている人の避難誘導を優先することとし、津波警報の発表から津波の到達予測時刻までに１時間以上の時間的余裕がある場合に陸閘を閉鎖する。

第８章　水防標識及び身分証票

第１節　水防標識

１　水防のため、出動する車は、次の標旗を用いなければならない。（法 18）
（水防法施行規則）

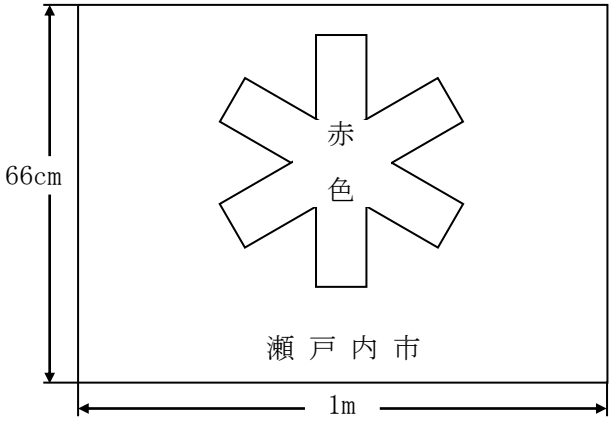

白地布に赤色記号
文字黒色

２　１の車に随行する者は、次の腕章をつける。

赤
水　　防 瀬　戸　内　市
赤

白地に赤線上下２本
幅　　9cm
長さ　　任意
文字　　黒色

第２節　身分証票

1　市の職員が水防のために必要な土地に立ち入り、又は指導等のため現場に赴くときは、次の水防職員の証を携行する。

表

第　　号

水防職員の証

所属名

職　　名

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

年　　月　　日交付

瀬戸内市長　　㊞

裏

心　　得

(1)　本書は、水防法第 49 条による立入証である。

(2)　本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。

(3)　記名以外のものの使用を禁ず。

(4)　本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第９章　水防信号

１　通信及び連絡

水防業務に際しての通信及び連絡は、無線電話、携帯電話、一般電話、有線放送、自動車によるほか、緊急を要するときは、警察通信施設を利用する。

２　信号

水防に用いる信号は、別表 18 号「水防信号」のとおりとする。（法 20）

第 10 章　水防区域

第１節　水防区域

瀬戸内市内全河川及び海岸

第２節　重要水防箇所

洪水、高潮に際して水防上特に注意を要するとして指定した箇所（別表 12 号「重要水防箇所評定基準」、13 号「重要水防箇所総括表」）。重要水防箇所は別表 14 号「重要水防箇所危険箇所一覧表」のとおりとする。

第11章　水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が考えられるので、次により十分訓練を行う。

1　実施事項

(1)　非常の際に水防の目的を完遂するため、水防訓練を毎年１回以上行う。

(2)　水防訓練は、概ね次の方式によるものとし、訓練の立案、実施は、危機管理課長が事務を行う。

ア　想定

(ｱ) 気象状況の想定
(ｲ) 降雨、水位等の想定
(ｳ) 洪水状況の想定
(ｴ) 危険状態の想定
(ｵ) その他

イ　訓練内容

(ｱ)　観測
(ｲ)　通報
(ｳ)　工法
(ｴ)　輸送
(ｵ)　樋門、陸閘等の開閉操作
(ｶ)　避難

2　実施時期

(1)　市は、毎年出水期前に、水防団又は消防機関及び水防協力団体等と協力し、水防訓練を実施することとする。(法 32 の 2①)

(2)　その他の水防管理団体は、市に準じて水防訓練を実施する。(法 32 の 2②)

第 12 章　県民局の水防担当区域

備前県民局	岡山市、玉野市、**瀬戸内市**、吉備中央町
└─ 東備地域事務所	備前市、赤磐市、和気町
備中県民局	倉敷市、総社市、早島町
├─ 井笠地域事務所	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
├─ 高梁地域事務所	高梁市
└─ 新見地域事務所	新見市
美作県民局	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
├─ 真庭地域事務所	真庭市、新庄村
└─ 勝英地域事務所	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村